

やまがた就職促進奨学金返還支援事業【産業人材確保枠】
事業内容説明書

1 事業の概要

やまがた就職促進奨学金返還支援事業【産業人材確保枠】は、県内企業等の人材確保と若者の県内就職促進のために、大学等在学時に奨学金の貸与を受けた学生が、卒業後県内に居住・就業し、3年を経過した場合に奨学金の返還を支援する事業です。支援額は県と県内企業等で1/2ずつ負担する基金（「山形県若者定着支援基金」）から支払われます。

2 支援の対象者

次の(1)～(4)のすべてに該当する者を対象として、県が学生を募集し、助成候補者に認定します。

- (1) 山形県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程（以下「高校等」という。）を卒業（※）し、次に掲げる日本国内に所在する高等教育機関（以下「大学等」という。）に在学している者、または県内に所在する大学等に在学している者
- ア 大学、大学院（修士課程又は博士課程前期）、高等専門学校（第4学年以上）、短期大学、専修学校専門課程
- イ 山形県立産業技術短期大学校、同庄内校、山形県立職業能力開発専門校（高等学校卒業者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者）
- （※）・高等専門学校の在学者の場合は、県内の中学校又は特別支援学校中等部を卒業した者を含む。
・高等学校卒業程度認定試験を受け、大学等に進学した者の場合は、県内中学校又は特別支援学校中等部を卒業し、進学まで県内に居住している者を含む。
・県内に居住しながら県外の高校に通っていた者の場合は、県内の中学校又は特別支援学校中等部を卒業した者を含む。
- (2) 次のいずれかの奨学金の貸与を受けている又は貸与を希望する者
複数の奨学金の貸与を受けている場合は、いずれか一つの奨学金を助成対象とします。
- ア 日本学生支援機構が貸与する奨学金
- イ 県内市町村が所管する制度による奨学金（別表1記載のもの）
- ウ 登録企業等が指定する奨学金（貸与機関との調整※が完了しているもの）
- エ 技能者育成資金
- 〔 ※ ア～エ以外の奨学金を対象奨学金に指定する場合は、支援事業による県からの繰り上げ返還に対応可能であること等について、事前に貸与機関への確認をお願いします。 〕
- (3) 大学等を卒業後13か月以内に、山形県内に居住するとともに支援事業の登録企業等に就業し、その後3年間継続する見込みの者
- (4) その他就業を予定する登録企業等の指定する条件を満たす見込みの者

3 返還支援額

次のア又はイのいずれか低いほうの金額を上限として助成します。

- ア 2万6千円×助成候補者の認定を受けた年度以降に奨学金の貸与を受けた月数
イ 県内居住・就業から3年経過後の奨学金の返還残額

※女性対象者の場合、上記で決定した支援額に100千円を加算

4 助成対象者への支払いについて

助成対象者からの申請に基づき、県から奨学金の貸与機関に一括で支払います。

※4年目・5年目に自己都合により、居住・就業の要件を満たさなくなった者は、県に支援額を返還。(返還された場合、登録企業等の負担分は県より登録企業等に返還。)

5 返還支援までの流れ

(1) 助成候補者の募集

県は、助成候補者の募集を実施します。[募集予定人数：50人／年（令和3年～令和6年）]

応募者は、在学先、卒業後に就業する予定の産業分野等を記載した助成候補者認定申請書に、所定の書類（助成候補者エントリーシート、大学等の在学状況を証明する書類、対象奨学金の貸与状況の証明書類等）を添えて県に提出します。

(2) 助成候補者の認定

県は、申請内容を審査し、助成候補者を認定※します。審査にあたっては、必要に応じて登録企業等に照会する場合があります。

選考結果は、申請者に文書で通知するとともに、登録企業等に各助成候補者に関する情報を通知します。

※ 助成候補者の認定によって、就業が決定されるものではありません。

助成候補者の就業の成否は、一般的な学生の場合と同様の就職活動等の結果によります。

(3) 認定後の手続き

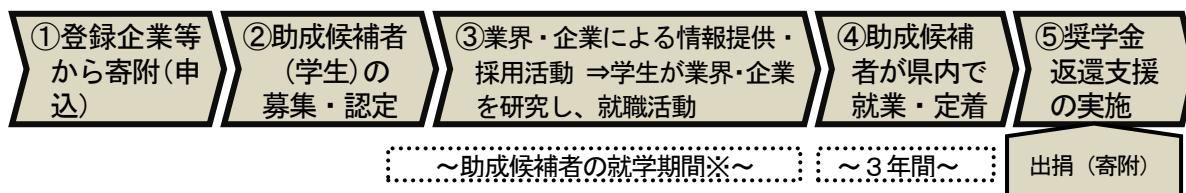
助成候補者は、認定を受けてから返還支援を受けるまでの間、隨時、奨学金の貸与状況、就学状況、就業状況（就業先からの証明）等を県に報告します。

また、県は、助成候補者の状況を登録企業等に連絡するとともに、助成候補者の就業促進のための活動（山形県内の業界・企業情報の提供、就職セミナー等）をサポートします。

(4) 助成対象者の決定・返還支援の実施

県は、助成候補者が大学等を卒業後13か月以内に山形県内に居住するとともに支援対象分野に就業し、3年間経過したことを確認した時点で、当該助成候補者を助成対象者として決定します。

6 支援事業全体の流れ



※ 助成候補者の募集・認定は、要件を満たす大学等の在学者全般を対象に実施するため、同一の募集で選定された助成候補者であっても、卒業予定年次は異なります。

7 事業実施期間

令和3年度から令和6年度までを助成候補者募集・認定の実施年度とします。

(別表1) 共通支援対象奨学金一覧表

	奨学金名	貸与機関名
1	米沢有為会奨学金	公益社団法人米沢有為会
2	鶴岡市育英奨学金	鶴岡市教育委員会
3	上山市奨学金	上山市
4	長井教育会奨学金	公益社団法人長井教育会
5	東根育英会育英資金	公益財団法人東根育英会
6	河北町育英会奨学金	河北町育英会
7	西川町育英奨学金	西川町
8	朝日町奨学金	朝日町
9	大江町ふるさと奨学金	大江町
10	金山町育英会奨学金	金山町育英会
11	最上町教育振興修学資金	最上町
12	最上町あすなろ修学資金	最上町
13	大場育英基金	最上町
14	舟形町教育振興修学資金	舟形町
15	真室川町教育振興修学資金	真室川町
16	大蔵村奨学金	大蔵村教育振興会
17	鮎川村教育振興修学資金	鮎川村
18	戸沢村教育振興修学資金	戸沢村
19	飯豊町奨学資金	飯豊町
20	三川町育英奨学資金	三川町教育委員会
21	技能者育成資金	労働金庫